

海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区 分	単 位	利用料金の上限額	区 分	単 位	利用料金の上限額
キャンプ広場	[略]	円 <u>1,030</u>	キャンプ広場	[略]	円 <u>1,050</u>
駐車場	[略]	<u>1,340</u>	駐車場	[略]	<u>1,370</u>
ロッカー	[略]	<u>210</u>	ロッカー	[略]	<u>220</u>
シャワー	小学校児童及 び中学校生徒	[略] <u>210</u>	シャワー	小学校児童及 び中学校生徒	[略] <u>220</u>
	その他の者	[略] <u>310</u>		その他の者	[略] <u>320</u>
第3条第1項の規定による 許可を受けた場合の利用料 金の上限額	1件1日につき <u>1,240円</u>		第3条第1項の規定による 許可を受けた場合の利用料 金の上限額	1件1日につき <u>1,270円</u>	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。